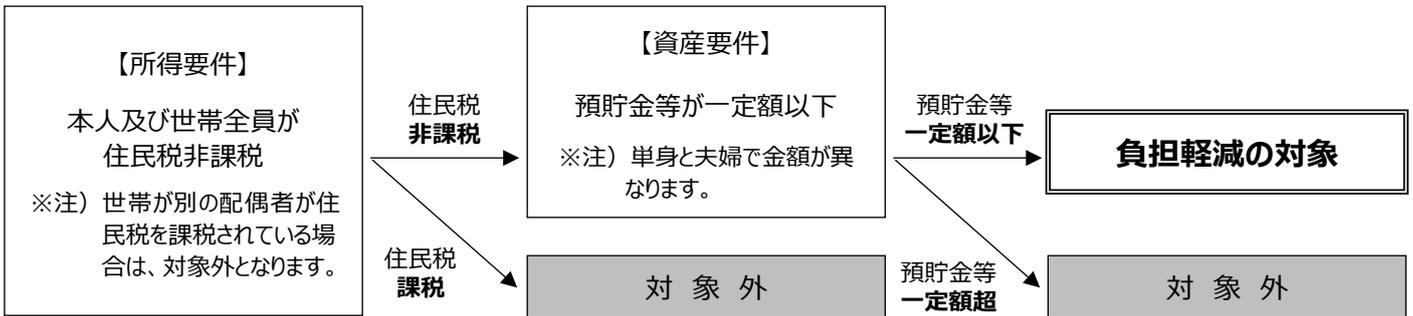


〈介護保険負担限度額について〉

介護保険施設（介護保険福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、原則として自己負担ですが、要件を満たす場合、負担額の上限（負担限度額）が設定されることで、利用者負担が軽減される制度です。

〈食費・部屋代の負担軽減の要件〉



〈預貯金等の範囲について〉

預貯金等に含まれるもの	申請時 添付書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高の写し)
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積み立て購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金（タンス預金など）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など (資産の合計から控除する取扱いとなります) (価格評価は、申請日の直近2ヶ月以内の写し等により行います)

※預貯金等に含まれないもの：生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財など

〈制度対象者と利用者負担段階〉

利用者負担段階	対象者(※1)		負担限度額(日額)(※2)	
			部屋代	食費
第1段階	生活保護等を受給されている方 老齢福祉年金を受給されている方		かつ、預貯金等の合計が 単身で1,000万円 夫婦で2,000万円以下	
			多床室 0円	300円
			従来型個室(特養等) 380円	
			従来型個室(老健・療養等) 550円	
			ユニット型個室の多床室 550円	
			ユニット型個室 880円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税(※3)	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で650万円 夫婦で1,650万円以下	
			多床室 430円	390円 (600円)
			従来型個室(特養等) 480円	
			従来型個室(老健・療養等) 550円	
			ユニット型個室の多床室 550円	
		ユニット型個室 880円		
第3段階①	世帯全員が住民税非課税(※3)	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で550万円 夫婦で1,550万円以下	
			多床室 430円	650円 (1,000円)
			従来型個室(特養等) 880円	
			従来型個室(老健・療養等) 1,370円	
			ユニット型個室の多床室 1,370円	
		ユニット型個室 1,370円		
第3段階②	世帯全員が住民税非課税(※3)	本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、預貯金等の合計が 単身で500万円 夫婦で1,500万円以下	
			多床室 430円	1,360円 (1,300円)
			従来型個室(特養等) 880円	
			従来型個室(老健・療養等) 1,370円	
			ユニット型個室の多床室 1,370円	
		ユニット型個室 1,370円		

※1 第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「預貯金額の合計が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下」

※2 短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額

※3 世帯分離をしている配偶者を含む